

墨田区告示第147号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第11条の2第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第57条の3の4第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に対して行う検査事務の一部を下記のとおり委託したので、障害者総合支援法第11条の2第4項及び児福法第57条の3の4第4項の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

記

1 市町村等事務受託事務所の名称及び所在地

名称

事業者指導・支援センター

所在地

東京都新宿区西新宿2丁目7番1号

2 指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

名称

公益財団法人 東京都福祉保健財団

所在地

東京都新宿区西新宿2丁目7番1号

代表者の氏名

早川 剛生

3 委託開始年月日

令和8年4月1日

4 委託する市町村等事務の内容

障害者総合支援法第10条第1項及び児童福祉法第57条3の2第1項に規定する事務に係る質問等事務